

急募！やる気のある人応援します！

空き店舗利用者に補助金を交付！！

・ 蕪崎市では商店街の活性化と活力あるまちづくりのため、中心市街地の商店街にある空き店舗を利用した「空き店舗対策事業」に着手する個人、法人、その他の団体に補助金を交付します。

【この制度における「空き店舗対策事業」とは】



- 1：小売業及び飲食業
- 2：多目的に利用可能なコミュニティ施設など、商店街の集客やイメージアップに有用でまちづくりに寄与すると認められる事業
- 3：2年以上継続して営業することが見込まれる事業



【この制度における「空き店舗」とは】

- 1：入口が道路又は歩道に接していること
- 2：以前の営業終了後から半年以上経過していること
- 3：事業用面積を 30 m²程度以上有していること
- 4：蕪崎駅前通りや本町通りを中心とした都市計画法による近隣商業地域又は商業地域に指定されている地域の商店街にあること（地域指定の詳細についてはお問い合わせください）

Let's Try !!!

【補助対象経費と補助金額】

- 1：空き店舗への新規出店に係る店舗改修及び看板等の設置に要する経費（補助率 50%で限度額 50 万円）
- 2：店舗賃借料（補助率 50%で月額限度額 5 万円、交付期間 1 年間）

【××対象とならない事業者××】

- 1：風俗営業を行おうとする者
- 2：空き店舗所有者、空き店舗所有者の生計同一者若しくは2親等以内の親族並びに当該生計同一者若しくは親族が所属する法人、その他の団体
- 3：市税等滞納者
- 4：その他市長が不相当と認める営業を行っている者

※事業に着手する前に

・補助金の交付については、平成20年3月以降に事業着手する新規事業者が対象ですが、事前に市の認定を受ける必要がありますので、必ずご相談ください。

※申請に際しては

- ・市で指定した様式に必要な事項を記入し、下記の書類を添付してください。
- 1：申請者が個人である場合には履歴書、法人又はその他の団体である場合には定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
 - 2：開業資金計画書及び2年間の収支計画書
 - 3：改修等にあつては、図面及び見積書並びに改修等前の店舗内及び店舗周辺の写真
 - 4：店舗の賃借にあつては、当該契約書の写し
 - 5：その他市長が必要と認めるもの

【お問い合わせ・お申し込み】

蕪崎市役所

商工観光課 商工労政担当

0551-22-1111 (216)

syoukou@city.nirasaki.lg.jp